平成２６年（フ）第８５１号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目８番12号　高畠マンション401
債務者　林崎　千晴
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８９１号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　吉田　和幸
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８９３号
大阪市生野区生野東３丁目１番２号　養護老人ホームおがわ苑
債務者　嶋　　健彦
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８９５号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目５番21―703号
債務者　髙田　英人
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８号
島根県出雲市奥宇賀町996番地４
債務者　高橋　　研
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第９号
島根県出雲市斐川町荘原856番地１
債務者　山岡　紀夫
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１０号
島根県出雲市斐川町荘原856番地１
債務者　山岡　和世
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第８０号
埼玉県春日部市備後西３丁目10番35―301号
債務者　金子　優子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
埼玉県草加市中根２丁目30番16号
債務者　星　美津子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
埼玉県吉川市吉川団地４番11号201
債務者　菊地　淑晃
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２号
埼玉県熊谷市飯塚978番地３
債務者　棚澤美由紀
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４６号
新潟県長岡市中沢４丁目406番地１―303　ボヌール長岡303号室
債務者　大﨑　恵子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第８号
新潟県長岡市下山３丁目2434番地１　岡ハイツ１Ｆ１号室
債務者　渡辺可奈子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
岐阜県瑞浪市南小田町４丁目110番地　プレラグーナ202号
債務者　佐々木亜希子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第３１号
岡山県倉敷市中庄団地４番１―313号　県営住宅
債務者　大川満里子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２４７１号
札幌市北区新琴似６条13丁目２番16号　一利荘202号
債務者　川内　富子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５１５号
札幌市東区東苗穂13条３丁目４番10号
債務者　石坂美喜代
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２２号
札幌市白石区本通11丁目南２番15号　マイルーム11―106号
債務者　田湯　裕子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部